

岩手県告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成29年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（用途地域）
 - （2）名称 盛岡広域都市計画用途地域
- 2（1）種類 地区計画等（地区計画）
 - （2）名称 道明地区地区計画
- 3（1）種類 地区計画等（地区計画）
 - （2）名称 大平地区地区計画